

五所川原市通学路安全・防犯プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年2月策定

令和2年3月改訂

令和3年4月改訂

五所川原市通学路安全推進連絡会議

1. はじめに

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、当市では同年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携し、緊急合同点検を行い、必要な対策及びその内容等について関係機関で協議しました。

また、引き続き各小学校の通学路の安全確保に向けた取組を実施するため、平成27年2月に関係機関との連携体制を構築し、「五所川原市通学路交通安全プログラム」を策定し、その後、本プログラムに防犯や防災の観点も加え、令和2年3月、新たに「五所川原市通学路安全・防犯プログラム」として策定し、令和3年4月に本プログラムを改訂したところです。

2. プログラムの目的

各小学校の通学路の安全確保に向けた取組を実施するため、関係機関の連携体制及び対策改善サイクルを整えた「五所川原市通学路安全・防犯プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

3. 五所川原市通学路安全推進連絡会議の設置

各小学校の通学路の安全確保について、関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「五所川原市通学路安全推進連絡会議（以下、「連絡会議」という。）」を設置しました。

本会議では、「危険箇所の確認」、「対策実施状況」、「道路規制や信号機等の設置計画」などの情報を定期的に共有・協議し、通学路の安全対策を着実に実施していきます。

◎関係機関

- ・五所川原市教育委員会教育総務課
- ・五所川原市総務部防災管理課
- ・五所川原市民生部環境対策課
- ・五所川原市福祉部子育て支援課
- ・五所川原市建設部土木課
- ・五所川原警察署
- ・西北地域県民局地域整備部
- ・五所川原市内各小学校

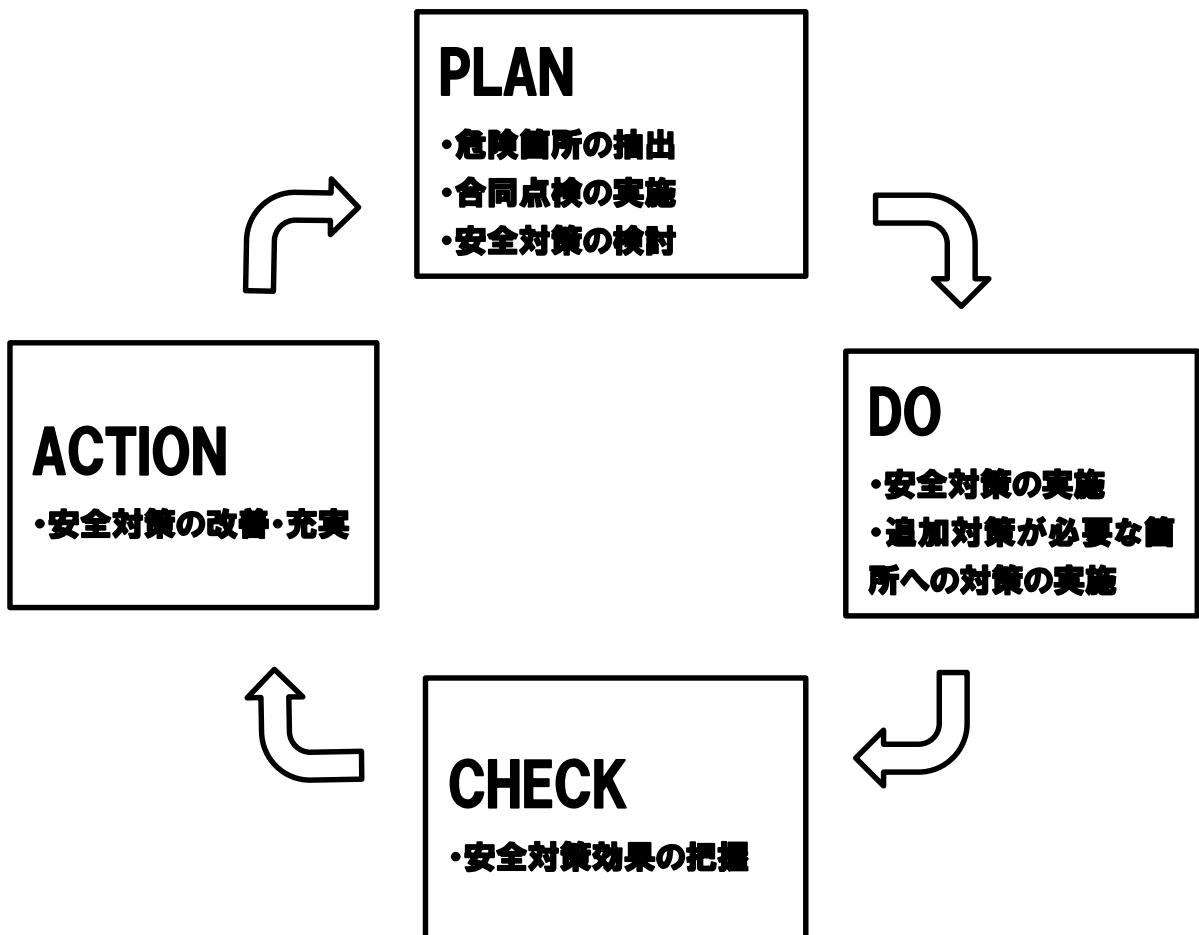
4. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の交通・防犯・防災に関する安全を確保するため、平成24年8月に実施した緊急合同点検後も継続して実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2)具体的な取組内容

○合同点検の実施

- ・市内の小学校を対象とし、4年に1回、各小学校の通学路において、学校が危険であると判断した箇所を基本として合同点検を実施します。ただし、緊急的に点検が必要と判断した場合は、臨時点検を実施できるものとします。
- ・点検の実施時期については、教育総務課が決定し通知します。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、連絡会議において重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・小学校ごとに、連絡会議メンバーが参加する合同点検を行います。

○安全対策の検討

- ・合同点検の結果、明らかになった対策必要箇所ごとに、歩道整備、防護柵、防犯カメラ設置などのハード対策や交通規制、交通安全・防犯・防災教育などのソフト対策を、状況に応じて検討します。

ハード対策例	ソフト対策例
道路、歩道の整備・改良	通学路の見直し
防護柵の設置(ガードレール、縁石等)	児童生徒への交通安全指導
路面表示等の設置(外側線、グリーンベルト等)	交通取り締まり、交通安全啓発
標識、看板の設置	ゾーン30などの速度規制
カーブミラーの設置	一方通行などの交通規制
横断歩道の設置	保護者、地域、学校職員等による街頭指導
信号機の設置	樹木の剪定
水路、側溝の有蓋化・改良	空き家等の所有者、管理者への改善依頼

○対策の実施

- ・対策が円滑に進むよう、保護者や地域の協力を得ながら、連絡会議メンバー間で連携を図り、計画的に実施します。
- ・合同点検を実施しない年度については、教育総務課が連絡会議メンバーに対して照会を行い、進捗状況の確認を行います。

○対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策の実施後、各箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童や教職員、保護者が安全になったと感じているのかを確認するため、アンケート調査などを行い、対策効果を把握する。

○対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

5. 通学路の危険箇所と検討結果の公表

各小学校の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市ホームページで公表します。

【年間スケジュール】

時期	内 容	連 携
4月	通学路に係る点検箇所についての照会	教育総務課→各小学校
5月～6月	各小学校で危険箇所の抽出、報告	各小学校→教育総務課
7月～8月	・連絡会議の開催(危険箇所等の情報共有) ・合同点検の実施	通学路安全推進連絡会議構成員
9月～10月	施策の検討、対策依頼	関係機関
11月～12月	・対策効果の把握 ・対策の改善、充実	通学路安全推進連絡会議構成員
1月～3月	通学路の危険箇所の対策効果の公表	五所川原市、五所川原市教育委員会

※1 上記の年間スケジュールは合同点検を実施する年のスケジュールとなります。

※2 合同点検を実施しない年についても、通学路に係る点検箇所の照会や対策の検討等を随时行い、継続的に通学路の安全確保を図ります。